

豊中市商品高付加価値化応援金 Q&A

◆対象者について

Q.対象となる中小企業者とは

- A.①中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者
②中小企業基本法に規定されない法人で、ビジネス的事業運営に取り組む法人
（※法人税法上の収益事業を営んでいる者）
②に該当する場合は、法人税法上の収益事業を実施していることがわかる法人税の確定申告書、
収益事業開始届出書等を提出してください。

Q. 法人は同じで複数の事業所を展開しているが、事業所ごとに申込み可能ですか。

A.申込みできません。

Q. 他市在住の個人事業主ですが豊中市内に事業所があります。対象になりますか。

A.豊中市内に事業所があることが要件となりますので、事務所が豊中市内にあればお住まいが他市でも対象となります。（豊中市在住であっても事業所が他市にしかない場合は対象外となります。）

豊中市内に事業所があることの確認は原則確定申告書類や営業許可証などの公的書類にて確認します。該当する者がいない場合は、事業所の賃貸借契約書（事業用不動産として借りていることがわかるもの）など、豊中市内に事業拠点があることを確認できる書類を提出していただきます。

Q. 本社は豊中市外ですが豊中市内に事業所があります。対象になりますか。

A.豊中市内に事業拠点があれば原則として対象となります。支店登記がない場合についても、事業所の賃貸借契約書（事業用不動産として借りていることがわかるもの）など、豊中市内に事業拠点があることを確認することができれば対象となります。

なお、主たる事業所とは別にコワーキングスペースを借りているだけであるなど、事業拠点としての実態がない場合は対象となりません。

◆必要書類について

Q.市税に未納の税額がないことを証する書類とはどのような書類でしょうか。

A.「**豊中市税に未納のない証明書**」という証明書があります。
市役所第一庁舎 2 階 税総合窓口（211 番窓口）、新千里出張所 5 番窓口、庄内出張所 2 番窓口のいずれかに来庁して取得してください。（市民税課への郵送請求も可能です。）

「市・府民税納税証明書」、「法人市民税納税証明書」ではございませんので、ご注意ください。

※「豊中市税に未納のない証明書」の請求方法等につきましては、以下のリンク先を参照してください。

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kurashi/moushikomi/soshiki/moushikomi6/nouzeisyoumeisyo.html>

Q.「豊中市内に事業所を設置し、事業を開始していることが確認できる書類」とは何を提出したらいいですか。

A. 法務局発行の「履歴事項全部証明書」（発行から 3 か月以内のもの）もしくは、住所と事業開始が確認できる「開業届」「営業許可証」「最新の確定申告書」の写し等でも可能です。

◆対象となる事業について

会議所が指定した専門家からの支援を受けながら商品高付加価値化に取り組む事業です。

Q. 会議所が指定した専門家からの支援はどのように受けられますか。

A. 応援金申込前に豊中商工会議所にて、補助事業として実施を予定している事業について専門家による相談支援を受けてください。豊中商工会議所に連絡し、商品高付加価値化応援金の申込みを考えていること、実施予定事業（ロゴ制作・動画制作など）を伝えていただき、専門家との面談日時を調整してください。

※事前予約なしでの相談希望には応じられませんので、必ず事前に相談申込をしてください。

＜豊中商工会議所（[Tel:06-6845-8004](tel:06-6845-8004)）＞

Q. いつまでに支払った経費が対象になりますか。

A. 交付決定後、令和 7 年 3 月 31 日までに支払った経費が対象となります。いかなる事由であっても交付決定前に着手（発注・支払い）したものは補助対象外となりますので、必ず事業着手前に申込をして交付決定を受けてください。

Q. 補助対象経費を計算するにあたり消費税の取り扱いはどうなりますか。

A. 消費税及び地方消費税分については補助対象とはなりません。

補助対象経費から除いた額で申込みをして下さい。

（例）費用が 209,000 円で消費税分が 19,000 円の場合

補助対象経費：190,000 円

→補助額 142,000 円（190,000×3/4 補助（千円未満切り捨て））

Q.対象外になる経費はどのようなものがありますか。

A.募集要領に記載の対象経費のみが対象です。対象外経費は下記のものが一例になります。

- ・デザイン会社によるデザインの外注など、申込事業者が通常事業として実施しているもの
- ・商品の量産に係る費用
- ・販売促進に係るチラシ作成費用
- ・商品・グッズそのもののデザイン費用
- ・その他市長が補助対象経費として適当でないと認めるもの

Q.パッケージ試作の費用とはどういうものですか。

A.パッケージ製作において、デザインやサイズ、素材などの仕様を確定させるまでの間のサンプル作成にあたり費用が発生する場合に対象となります。

デザイン等の仕様確定後に発注し製造されるものについてはロット数に関わらず対象とならないためご注意ください。また、仕様確定までにサンプルの作成がない事業者が発注し、パッケージの現物が最小ロットで発注しないと確認できない場合についても商品の量産に該当するため、その費用は補助対象外となります。

Q.事業の発注先に制限はありますか。

A.高付加価値化に向けた技術指導やブランド戦略にかかるコンサルタント料等の謝金が発生するものについては豊中商工会議所が指定する専門家に対し支払われるもののみが対象となります。

動画制作やパッケージデザイン費用等の外注費については、発注先の指定はありませんが、動画制作やデザインなど、外注する業務を通常業務として請負っている事業者への発注に限ります(※)。外注・委託する業務を通常業務として請負っていることが確認できればフリーランスへの発注も可能です。

※発注先が通常業務として請負っている事業者かどうかはホームページ等で確認します。公開されているホームページ等がなく確認できない場合や確認が不十分な場合は、会社パンフレットや制作実績など追加資料を提出いただきますが、客観的に通常業務として請負っていると認められない場合は、補助金の交付対象外となりますので、業者選定時にはご注意ください。

Q.動画制作に付随する経費は対象になりますか。

A.動画制作にかかる費用のみが対象となります。例えば動画掲載サイトのアカウントがなく、新たに作成する場合や、動画活用のために SNS の運用支援を合わせて発注する場合、制作した動画を掲載するためにホームページを改修する場合等、いずれの場合でも補助金の対象になるのは動画制作にかかる部分のみとなりますのでご注意ください。

※動画制作と合わせてホームページを新たに作成・改修する場合、ホームページ作成・改修にかかる費用については豊中市 IT 化促進補助金の対象となる場合があります。詳しくは市ホームページの「IT 化促進補助金」ページをご確認いただくか、産業振興課までお問い合わせください。

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/sangyoushinkou/hojokin/R6itkasoku shin.html>

Q.動画制作とパッケージデザインなど、複数の費用を対象とすることはできるか。

A.申込は年度中 1 事業者あたり一度までですが、一度の申込で複数の費用を対象経費として申込んでいただくことは可能です。また、高付加価値化に取り組みたい商品が複数ある場合も、補助上限額の範囲内であれば複数の商品のパッケージデザインや動画制作などでまとめてお申しいただくことも可能です。

Q.ふるさと納税返礼品の登録に興味があるがどう進めたらいいかわからない。

A.動画制作やパッケージのリニューアルにより商品の高付加価値化に取り組み、魅力ある商品としてふるさと納税返礼品に登録していただくことを推奨しています。ふるさと納税返礼品登録に関する個別相談も可能ですので、興味がある場合はお気軽にお問い合わせください。

その他ご不明点がございましたら豊中市都市活力部産業振興課までお気軽にお問い合わせください。

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1

豊中市 産業振興課 （第一庁舎 5 階）

TEL : 06-6858-2187

FAX : 06-4865-2058

E-mail : sangyoushinkou@city.toyonaka.osaka.jp